

予防接種健康被害救済制度について

平成24年4月25日
健康局結核感染症課

予防接種法の目的・対象疾病

目的

- 伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために、予防接種を行い、公衆衛生の向上及び増進に寄与する
- 予防接種による健康被害の迅速な救済を図る

対象疾病

■ 一類疾病（集団予防に重点）

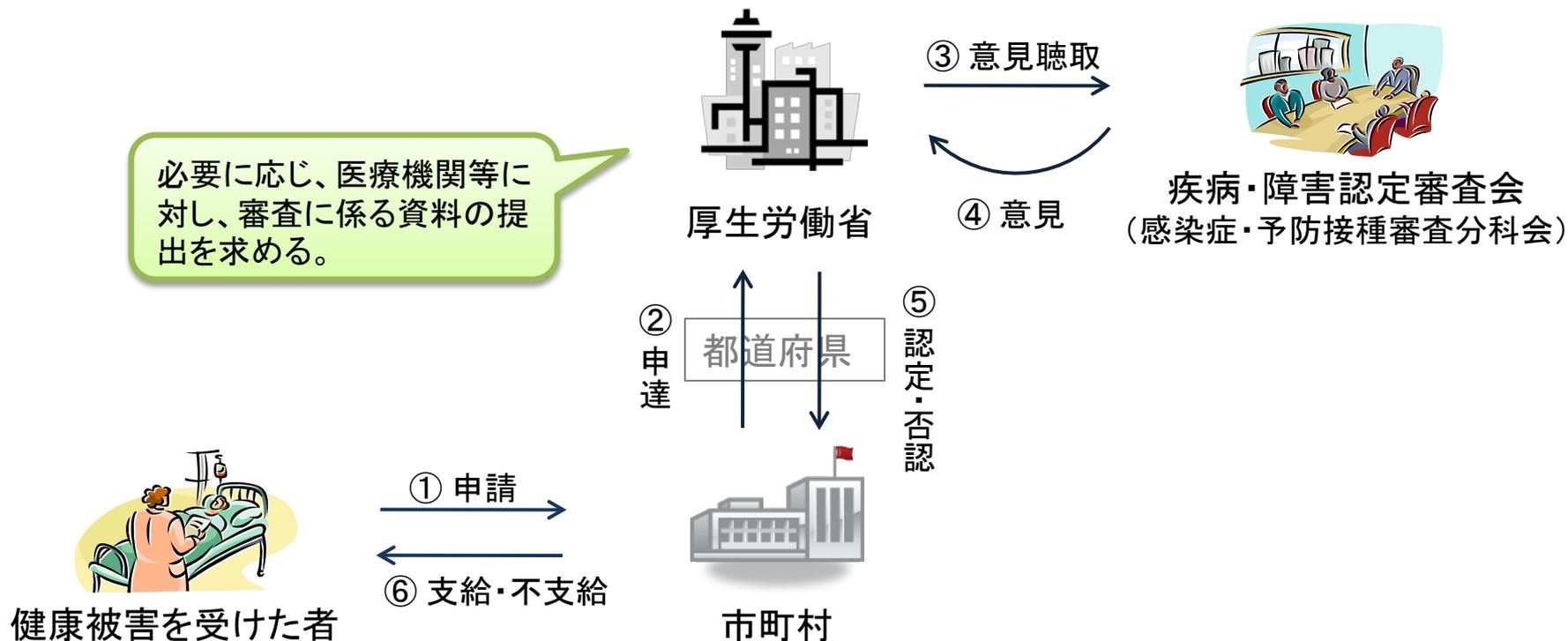
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、痘そう

■ 二類疾病（個人予防に重点）

インフルエンザ

予防接種法の健康被害救済制度の概要

予防接種法に基づく予防接種を受けた者に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われる。



健康被害救済制度の意義について

○予防接種の副反応による健康被害は、極めて稀ではあるが不可避免的に生ずるものであることを踏まえ、接種に係る過失の有無にかかわらず、予防接種と健康被害との因果関係が認定された者を迅速に救済する。

(第三者により構成される疾病・障害認定審査会により、因果関係に係る審査が行われる。)

給付額の比較

	臨時接種及び 一類疾病の定期接種	二類疾病の定期接種	新たな臨時接種	(参考) 医薬品副作用被害救済 制度、生物由来製品感染等被害 救済制度
医療費	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分	左表と同額	左表と同額	健康保険等による給付の額を除いた自己負担分
医療手当	通院3日未満(月額) 33,600円 通院3日以上(月額) 35,600円 入院8日未満(月額) 33,600円 入院8日以上(月額) 35,600円 同一月入通院(月額) 35,600円	左表と同額	左表と同額	通院3日未満(月額) 33,600円 通院3日以上(月額) 35,600円 入院8日未満(月額) 33,600円 入院8日以上(月額) 35,600円 同一月入通院(月額) 35,600円
障害児養育 年金	1級(年額) 1,520,400円 2級(年額) 1,215,600円		1級(年額) 1,183,200円 2級(年額) 945,600円	1級(年額) 844,800円 2級(年額) 675,600円
障害年金	1級(年額) 4,860,000円 2級(年額) 3,888,000円 3級(年額) 2,916,000円	1級(年額) 2,700,000円 2級(年額) 2,160,000円	1級(年額) 3,780,000円 2級(年額) 3,024,000円 3級(年額) 2,268,000円	1級(年額) 2,700,000円 2級(年額) 2,160,000円
死亡した 場合の補償	死亡一時金 42,500,000円	・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,084,800円 ・生計維持者である場合 遺族年金(年額)2,361,600円 (10年を限度)	・生計維持者でない場合 遺族一時金 24,800,000円 遺族年金 2,480,000円 ・生計維持者である場合 遺族一時金 33,100,000円 遺族年金 3,310,000円	・生計維持者でない場合 遺族一時金 7,084,800円 ・生計維持者である場合 遺族年金(年額)2,361,600円 (10年を限度)
葬祭料	201,000円	左表と同額	左表と同額	201,000円
介護加算	1級(年額) 834,200円 2級(年額) 556,200円		1級(年額) 834,200円 2級(年額) 556,200円	

(注1) 具体的な給付額については、政令で規定。

(注2) 二類疾病の定期接種に係る救済額については、医薬品副作用被害救済制度の給付額を参酌して定めることとされている。

(注3) 平成21年10月から実施していた新型インフルエンザ(A/H1N1)のワクチン接種に係る健康被害救済水準も新たな臨時接種と同程度に引き上げた。

予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律等の 施行について(抄)

(平成6年8月25日 健医発第961号)

第五 予防接種を行う医師

予防接種の実施に当たっては、昭和五一年九月一四日衛発第七二五号本職通知の「第五 予防接種を行う医師」の例により、十分に医師の協力を得て、予防接種を受ける者の便宜、接種率の確保等を考慮して広くその実施ができるよう体制の整備に努めるよう管下市町村長等を指導すること。

なお、市町村長又は都道府県知事の行う予防接種に協力する医師は、個別接種、集団接種のいずれの実施形態であるかにかかわらず、当該市町村長又は都道府県知事の補助者の立場で予防接種の業務を行うものであるので、当該予防接種により、万一健康被害が発生した場合においても、その当事者は当該市町村長又は都道府県知事であり、当該健康被害への対応はこれらの者においてなされるものであること。従って、健康被害について賠償責任が生じた場合であっても、その責任は市町村、都道府県又は国が負うものであり、当該医師は故意又は重大な過失がない限り、責任を問われるものではないこと。なお、第四の4に規定する例により行われた予防接種の場合においても、万一健康被害が発生したときの当事者は、当該市町村長又は都道府県知事であること。

予防接種法に基づく予防接種に係る損害賠償責任

損害賠償責任の有無について

国
(都道府県)
(市町村)

○国家賠償法に基づく損害賠償請求の対象となり得る。

【国家賠償法】

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

医師

※ 予防接種法に
基づく予防接種
を実施

○予防接種法に基づく予防接種に起因する健康被害について、国家賠償法上の賠償責任が生じた場合であっても、当該接種を行った医師は損害賠償責任を負わない。しかし、医師に故意又は重過失がある場合には、国又は公共団体から求償される可能性がある。

【国家賠償法】

第一条

2 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

企業

※ ワクチンの製造
販売業者

○民法、製造物責任法に基づく損害賠償請求の対象となり得る。